

# 福島県循環型社会形成推進計画の概要

- 「福島県循環型社会形成に関する条例」第10条第1項に基づき策定する計画。
- 「福島県環境基本計画」を推進するための個別計画に位置付けられ、条例が示す循環型社会の実現に向けた取組を推進する。
- 今年度末に現行計画の終期を迎えることから、現行計画の取組状況、新たな福島県総合計画の策定及び国内外の環境を取り巻く現状や課題等を踏まえ、当該計画の改定を行うもの。次期計画は令和4年度から令和12年度までの9年計画。

## 【計画見直しの背景】

- 持続可能な開発目標（SDGs）の推進
- パリ協定の発効
- 国の「第五次環境基本計画」の策定
- 地域循環共生圏の概念構築
- 国の「2050年カーボンニュートラル宣言」
- 本県の「福島県2050年カーボンニュートラル宣言」

## 施策の方向性

- 2050年までに脱炭素社会の実現を目指すとともに、持続可能な循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、市町村等と連携し、豊かな自然環境や安全で良好な生活環境を次世代に引き継いでいく

## 【総合計画の政策分野】

- 環境と調和・共生する県づくり（「暮らし」政策4）

## 【本県が目指す循環型社会】

適正な資源循環が確保されること等により、資源の消費及び廃棄物等の発生が抑制され、自然循環が健全な状態に保全された環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会

### 自然循環が保全された社会

～多様な自然環境が保全された社会の実現～

- 自然環境の保全や環境保護意識の醸成に向け、プラスチックの海洋への流出防止や沿岸地域の環境保全を図るための発生抑制等に取り組む。

### 適正な資源循環が確保された社会

～地域循環システムが形成された自立・分散型社会の実現～

- 地域循環共生圏の考え方を踏まえ、使い捨てプラスチック容器などの削減や食品ロス削減、再生可能エネルギーの地産地消の推進等に取り組む。

### 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会

～あらゆる主体やその連携による環境への負荷を低減するライフスタイル・社会経済システムの実現～

- あらゆる主体との幅広い連携による環境教育や、県民総ぐるみの省エネ・省資源活動の実践を推進する。

## 【具体的な施策の例】

- プラスチックの発生抑制、海浜清掃等の取組推進
- マイバッグ、マイボトル・マイカップの取組推進
- 再生可能エネルギーの導入拡大促進及び地産地消の推進
- 地球にやさしい“ふくしま”県民会議との連携強化
- エコチャレンジ事業や福島県環境アプリの活用等による県民の行動変容の促進

